

令和5年度
近江八幡市教育行政基本方針



令和5年4月
近江八幡市教育委員会

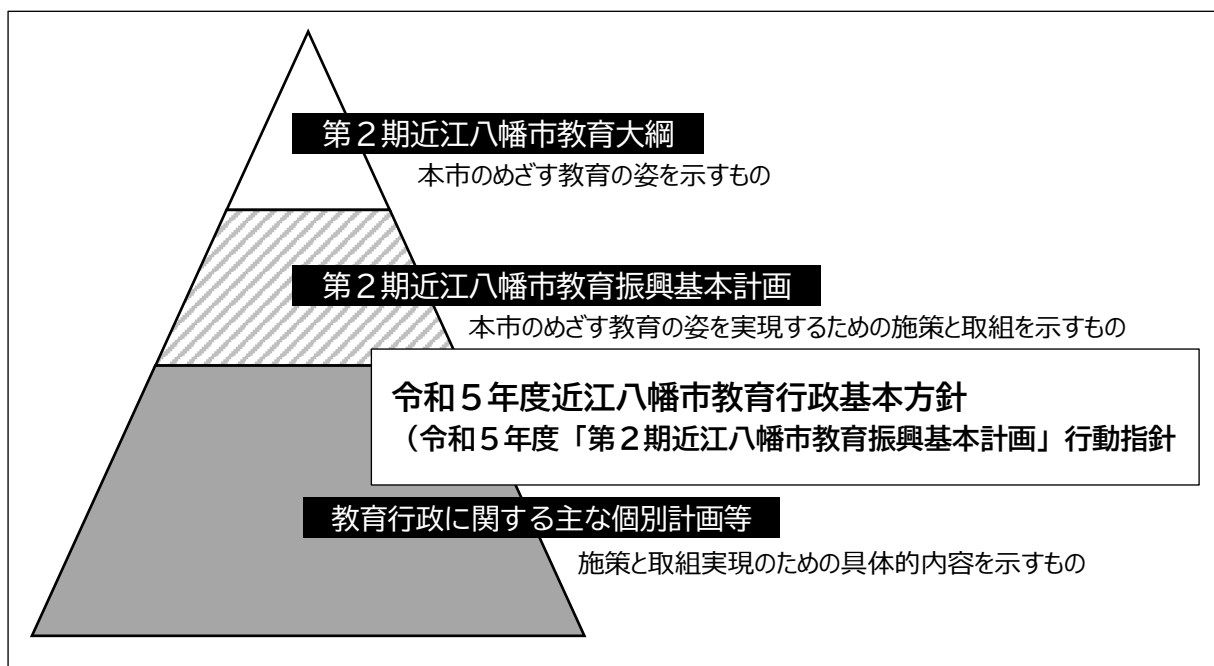
● 目 次 ●

1.	はじめに	……	1
2.	本市のめざす教育の姿	……	2
3.	令和5年度 教育委員会の組織	……	4
4.	令和5年度 スローガン	……	5
5.	令和5年度 基本方針	……	6
6.	令和5年度 予算の概要	……	10
7.	令和5年度 重点取組内容	……	12
8.	「第2期市教育振興基本計画」における施策・取組及び関連事業一覧(別表)	……	28

1. はじめに

本市では、総合的な施策についての目標や方針を定めた「第2期近江八幡市教育大綱」を実現するための基本計画である「第2期近江八幡市教育振興基本計画」を策定し、各施策と取組を示しています。

「令和5年度近江八幡市教育行政基本方針」は、令和5年度における基本方針と本市教育委員会が、重点的に取り組む内容をまとめたものです。



2. 本市のめざす教育の姿

「第2期近江八幡市教育大綱」

【基本理念】

「子ども」が輝き 「人」が学び合い
ふるさとに愛着と誇りをもち
躍動する元気なまち 近江八幡

～元気と笑顔の合言葉「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」～

子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育み、自らが考え判断し、多様な人々と協働して、様々な社会的変化を乗り越え豊かな人生を切り拓く「生き抜く力」を育てます。また、子育てなどを通じて親も子どもとともに成長し、市民一人ひとりが生きがいを感じ、ふるさとに愛着と誇りをもてる教育行政をより一層推進することで、学校園*・家庭・地域の活性化を図り、躍動する元気なまち「近江八幡」の実現をめざします。

元気と笑顔の合言葉「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」

平成 18（2006）年に国民運動として始められた「早寝・早起き・朝ごはん」に、本市では、「挨拶・読書・運動」も加え「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」として、子どもの基本的な生活習慣の確立をめざし、始めたものです。

● 早寝・早起き

眠りは心身を休養させ、からだをつくり、学ぶ意欲を高めます。
習慣化することで、正しい生活リズムが身につきます。

● あいさつ

あいさつは人とつながる第一歩です。
また、良好な関係を築いていくための生きる知恵です。

● しよくじ

朝食は一日の元気の源です。朝ごはんのエネルギーで体温が上がり、脳と体の働きが活発になり、やる気を生み出します。

● どくしょ

読書は、知識や読解力を高めるだけでなく、感じたことや疑問に思ったことを調べたり、共有したりする「きっかけ」になります。また、新しいアイデアや表現方法を得ることにもつながります。

● うんどう

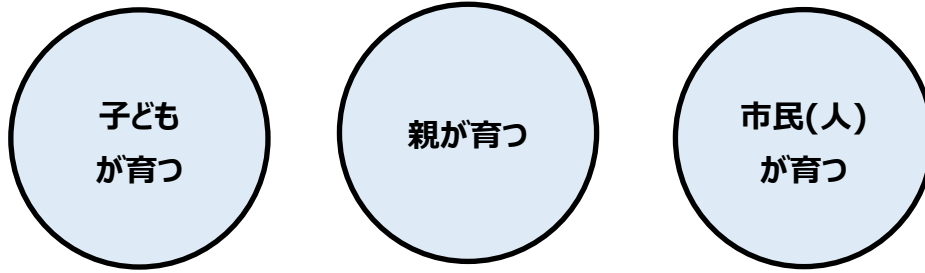
たくましく生きるための健康や体力を養います。また、相手への敬意や思いやりの気持ち、仲間と協力することの意義を学び、心の成長にもつながります。



* 学校園…幼稚園、保育所（園）、こども園、小学校及び中学校の総称

「第2期近江八幡市教育大綱」

【3つの柱】



【5つの目標】

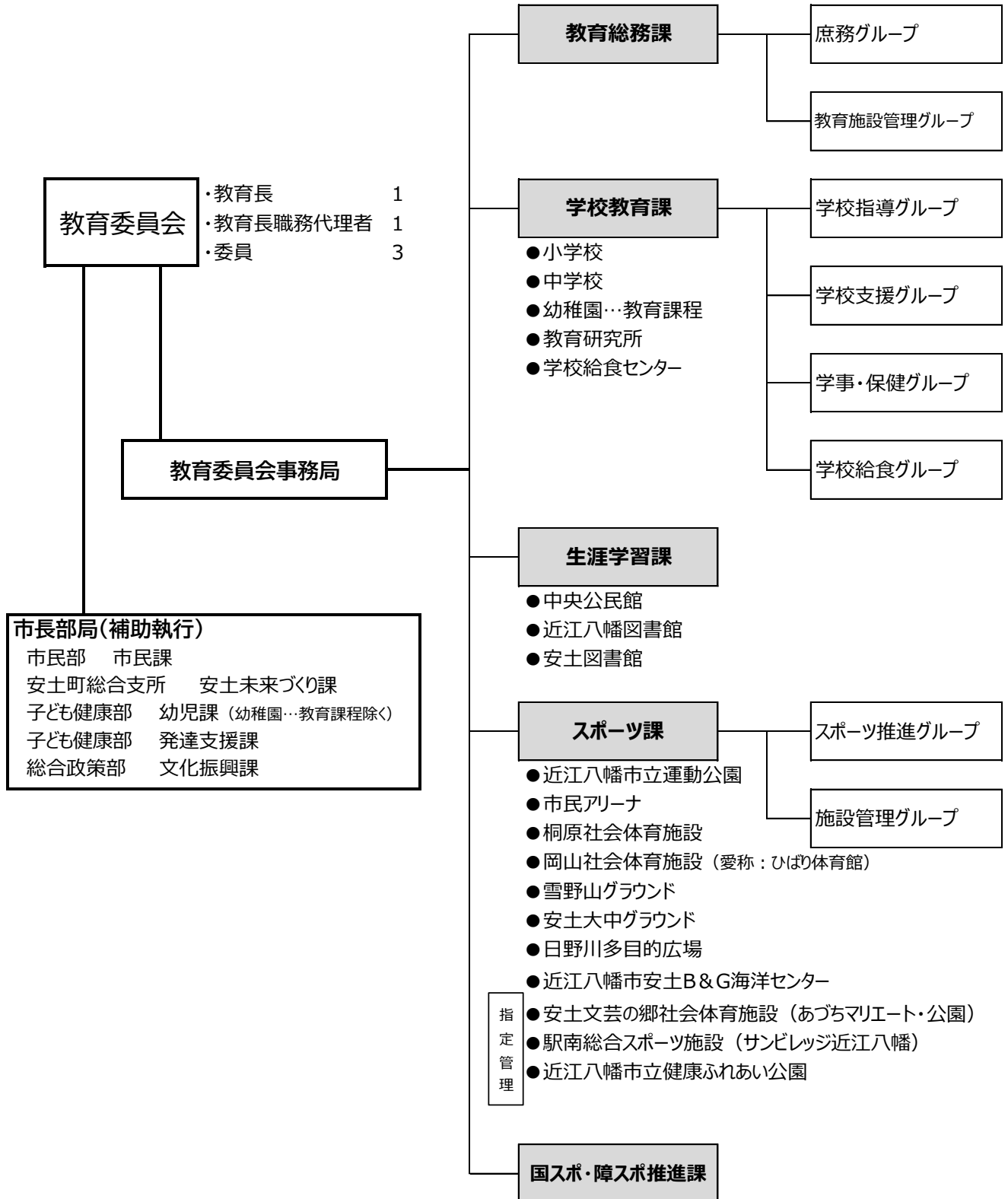
【19の施策】

<p>目標 1 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します</p>	<p>① 自ら学び、考え、協働できる「学ぶ力」の育成 ② 多様な個性を理解し、自他を尊重する人権感覚の育成 ③ 不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実 ④ 特別支援教育の充実 ⑤ 就学前からの学びをつなぐ校種間のなめらかな接続の推進 ⑥ 情報化・グローバル化に対応した教育の推進 ⑦ 運動と食習慣の定着による健康の保持・増進</p>
<p>目標 2 ふるさとに愛着と誇りを持ち、地域や社会に貢献できる人を育成します</p>	<p>⑧ 地域の歴史や伝統、文化に学ぶふるさと学習の推進 ⑨ 豊かな自然や人々の生活から体験的に学ぶ環境学習の推進 ⑩ 社会的・職業的自立につながるキャリア教育の推進</p>
<p>目標 3 新たな時代を見据えた学校園づくりを推進します</p>	<p>⑪ 教員の資質・指導力の向上と学校園の組織力の充実 ⑫ 安全・安心で豊かな教育環境の整備・充実 ⑬ 急速な情報化社会や技術革新に対応した教育環境の整備・充実</p>
<p>目標 4 家庭・地域の力を高め、社会全体で子どもを育てます</p>	<p>⑭ 学校園・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組む体制の確立 ⑮ 家庭における生活習慣、学習・読書習慣の定着と地域の力を生かした学びの充実 ⑯ 子どもの育ちを支える親の学びや相談・支援体制の充実</p>
<p>目標 5 生涯にわたり学び続けるまちをめざします</p>	<p>⑰ 多様な学習機会の充実 ⑱ 文化芸術に触れる機会の充実とスポーツ活動の推進 ⑲ 読書活動の推進と読書環境の充実</p>

各種取組の実施

3. 令和5年度 教育委員会の組織

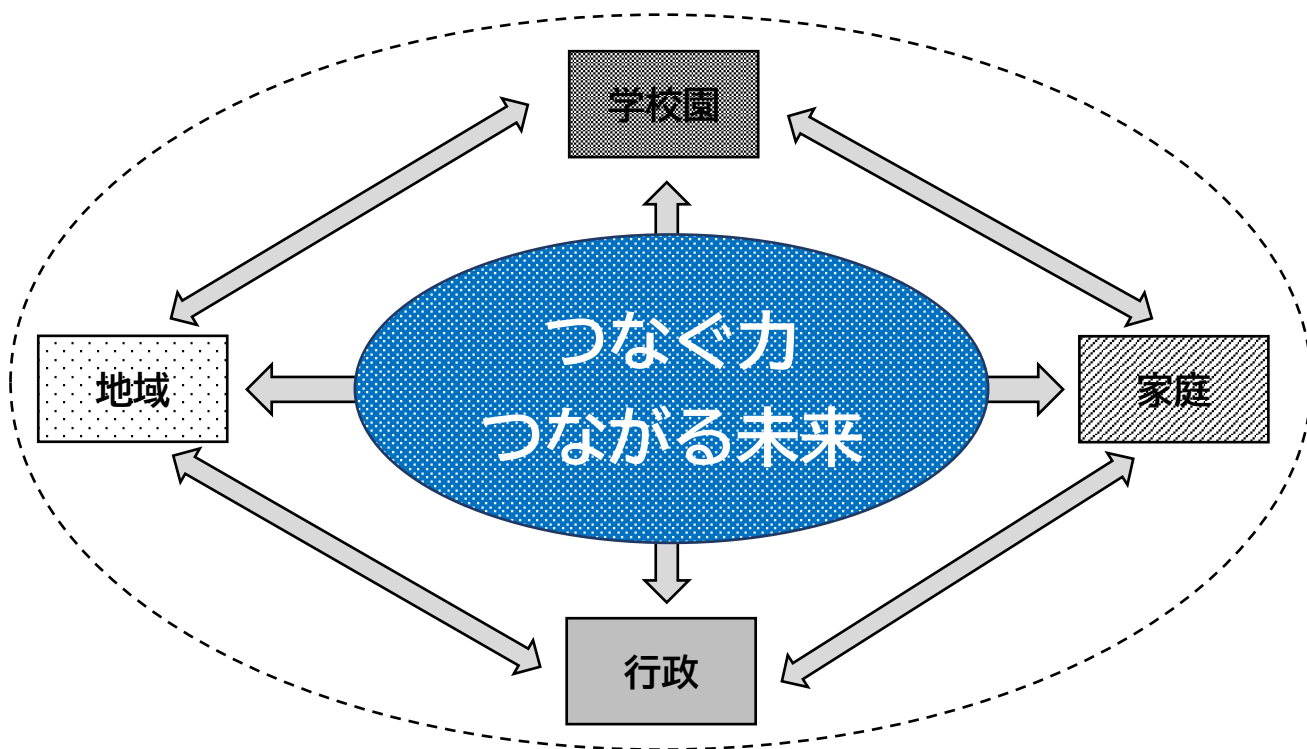
(令和5年4月1日現在)



4. 令和5年度 スローガン

「つなぐ力 つながる未来」

「第2期近江八幡市教育大綱」と、「第2期近江八幡市教育振興基本計画」をもとに、教育委員会（行政）は、学校園・家庭・地域とつながりながら、誰一人取り残さない豊かな学びや育ちに向け、積極的に取り組みます。



つなぐには工夫と決断が必要
組織と組織 人と人がつながろう

5. 令和5年度 基本方針

本市では、昨年4月に「第2期近江八幡市教育大綱」により総合的な教育施策についての目標や方針を定め、「第2期近江八幡市教育振興基本計画（令和4年～令和8年）」を策定しました。

国際化・情報化・科学技術の発展などにより、わたしたちは、複雑で予測困難な社会に生きています。子どもたちには、夢や志をもって、未来を切り拓き、社会を創造していく力を育成しなければなりません。環境の変化に柔軟に対応し多様な人と協働しながら、自らが学び考え、課題を発見し、解決していく力「生き抜く力」を育成していきます。また市民のだれもがいつでも、どこでも学び続けられ、元気に活躍し、豊かな人生を送ることができるまちづくりをめざします。

今年度も、昨年度に掲げた『つなぐ力 つながる未来』のスローガンのもと、誰一人取り残さない、豊かな学びや育ちのために、教育委員会（行政）と、学校園・家庭・地域がつながりながら、互いの理解と協働により積極的に取組を進めていきます。

基本方針 1 「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動の強化

※令和5年度は「ど(どくしょ)」「う(うんどう)」に、学校園・家庭・地域が一体となって取り組めます

基本方針 2 国スポ・障スポ開催に向けた施設の改修と組織体制の構築

基本方針 3 「学ぶ力」の向上 ～ICT 機器の活用と授業改善～

基本方針 4 「ふるさと学習」の一層の推進

基本方針 5 機動的な生徒指導・教育相談・支援体制の強化

基本方針 6 休日部活動の地域移行の推進

基本方針 7 なめらかな接続の推進(就学前施設と小学校、小学校と中学校)

基本方針 8 親の学習機会や相談支援体制の充実

基本方針1 「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動の強化

「読書」「運動」に学校園・家庭・地域が一体となって取り組みます。

本運動は、基本的な生活習慣の定着を図るために、子どもたちに指導するとともに保護者や市民に広く啓発し、一体となって取り組む必要があります。

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学5年生・中学2年生対象）の結果から、本市の子どもたちの体力低下も懸念され、また、運動や生活習慣の調査では、学習以外でスマートフォンやテレビなどを視聴する「スクリーンタイム」が平日で4時間以上とした割合は、特に小学校において令和3年度 28.5%、令和4年度 34.3%であり、増加しています。

今年度は、前年度の重点的な取組「読書」に「運動」も加え、子どもだけではなく市民にも、運動の楽しさを感じ、習慣化できるよう取り組むとともに、生活習慣づくりの重要性を啓発していきます。

<読書>

重点取組「読書」については、関係各課（図書館、幼児課、学校教育課、生涯学習課）や学校での取組により、読書活動が進みつつありますが、引き続き取り組んでいきます。子どもたちには、「読書に親しむ機会をつくる」だけでなく、「読書する習慣」を身に付けられることを育成目標とします。そのために読書環境の充実、読書啓発の推進、読書の習慣化に向けた読書支援をさらに充実させていきます。

また、今年度は第3次子ども読書活動推進計画（令和6年4月策定予定）策定のために協議をします。策定のための協議はもちろん、関係各課、学校司書、学校図書館担当者、地域の活動団体等と連携・協働しながら、読書活動が活発になるよう工夫をしていきます。

<運動>

5月上旬に、健康ふれあい公園に県内初めて公設のスケートパークの開設・供用開始を予定しています。子どもから大人までが、楽しく安全にスポーツを楽しめる施設となり、スポーツを通じて人と人がつながる居場所となるように進めていきます。

そして、「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動は、「近江八幡市協働のまちづくり基本条例」に基づく「市民自治基本計画」のもと、「教育機関と連携した地域学習の推進」に位置付けられています。国スポ・障スポ開催の機会に市オリジナル体操「にこまる体操」を制作し、行政・学校・地域に広めるとともに、一体となって大会機運を盛り上げ、地域の絆を深めていきます。

基本方針2 国スポ障スポ開催に向けた施設の改修と組織体制の構築

令和7年に滋賀県で国スポ・障スポが開催されることが正式決定され、近江八幡市は国民スポーツ大会として、正式4競技（バレーボールハンドボール、軟式野球、トライアスロン）、公開2競技（綱引、ウォーキング）、障害者スポーツ大会として1競技（バレーボール）の開催会場となります。ソフト面ハード面ともに万全の準備をして、全国から集まる選手や関係者の方を温かくお迎えし、十

分力を発揮していただき活躍してもらい成功させたいと考えています。そのために、今年度は大事な準備の年です。野球場等の改修を進め、令和6年のリハーサル大会、令和7年の本大会開催に向けての組織体制を構築するとともに、開催推進総合計画に基づき円滑に進めていきます。

基本方針3 「学ぶ力」の向上 ～ICT 機器の活用と授業改善～

本市では、自ら進んで課題に向き合い、仲間とのつながりを大切にしながら「学ぶ力」を育むことを大切にしています。また、GIGA スクール構想3年目となり、学習道具としての一人一台端末の活用もさらに進めていく必要があります。学びの基盤となる学習習慣、言語能力、情報活用能力を育成しながら、授業スタンダードを構築し、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善、ICT 機器を効果的に活用した授業を創造していきます。

基本方針4 「ふるさと学習」の一層の推進

地域の自然、歴史や伝統、文化を学ぶふるさと学習や体験学習を見直し、地域の良さを再発見し、コミュニティ・スクールの仕組みを活用しながら、学習と協働活動を通して地域とともにある学校づくりをめざします。

カリキュラム・マネジメントにより、発達段階に応じた、子どもが社会とつながる授業を創造し、系統的かつ特色ある「ふるさと学習」を構築するとともに、ふるさとに愛着と誇りをもち、よりよい社会の実現をめざす子どもを育成します。

基本方針5 機動的な生徒指導・教育相談・支援体制の強化

本市における不登校児童生徒について、国と同様、昨年度より増加しています。また、暴力行為が中学校で増加していますが、その原因・背景は、不登校と同様に、経済的貧困や困難を抱える家庭環境、発達の特性にかかわる面や人間関係で不安や悩みをもつなど、多岐にわたります。

まずは、「魅力ある学校づくり」として、すべての児童生徒が自己有用感を感じられる集団づくりや、「わかる・できる授業」、安心して学べる学習規律づくり、心の健康・保持増進にかかる教育（SOS の出し方に関する教育）等が大切であると考えます。

問題行動の指導・支援、あるいは不登校等の相談・支援において、「チーム学校」として、多面的にアセスメントを行い、指導や支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら、指導・相談・支援体制をつくり、個々の状況に応じた具体的な支援を展開します。

基本方針6 休日部活動の地域移行の推進

国は、本年度から令和7年度までを改革推進期間と位置づけて「可能な限り早期の移行」をめ

ざすとしています。スポーツ庁と文化庁が策定したガイドラインにおいても「地域の実情に応じ、当面は併存も可能」としています。本市としても、この期間を部活動地域移行改革推進期間として、取り組みます。

基本方針7 なめらかな接続の推進(就学前施設と小学校、小学校と中学校)

<就学前施設と小学校>

近江八幡市教育・保育育成指針に基づき、教育・保育において育みたい資質・能力「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を指標とし、生き抜く力の基礎を育みます。昨年度はなめらかな接続のためにすべての就学前施設と小中学校教員向けに啓発リーフレットを作成し配付しました。今年度は幼児課と学校教育課が連携しながら、就学前教育の充実に努めるとともに、モデル小学校区(金田小学校区)において保幼こども園・小の接続カリキュラム(アプローチカリキュラムとスタートカリキュラム)作成を先行的に実施し、検証していきます。保育者・教員間で共通理解を図りながら、就学前の子どもの「生活や学習の基盤となる力」を、小学校での教育につなげます。

<小学校と中学校>

小学校高学年において、教科担任制が導入されています。従前から小学校と中学校での指導方法の違いから、入学当初なじめないことを、中1ギャップとして指摘されることもありますが、この教科担任制の導入によって、小中の連携接続をより進め、子どもたちの学びを保障していきます。現在、本市の導入状況は、学校規模等により一定でないのが実情ですが、以前から連携できている教科である英語、それに加えて算数・数学の授業において、小・中学校において系統立てた指導内容と支援を考え、実施していきます。

基本方針8 親の学習機会や相談支援体制の充実

大人が子どものよい手本となり、子どもの健全な心身の育成や規範意識を育み、家庭や地域の教育力の向上を図ることが大切です。

親の学習機会と親同士がつながる場等の提供や、相談支援対応、保護者に寄り添う訪問型家庭教育支援の充実等を図り、保護者が安心して子育てや教育ができるよう、学校や家庭、地域、行政が互いに連携・協働して子どもの学びや成長を支え合う環境づくりを進めます。

6. 令和5年度 予算の概要

本市の令和5年度当初予算については、「市民共感成長予算」として位置付け、市民の思いに寄り添い、また、市民の知恵や経験、行動力を存分に活かしていただけるような「ハートフルで市民が主役」、「憧れを持ってもらえるまち 近江八幡」を政策目的の主眼に事業を展開することにより、「子ども・子育て支援」、「活力ある地方創り」、「GX・DX推進」、「安心安全な生活基盤強化」をキーワードにバランスよく配分した予算となっています。

また、持続可能な行政運営と本市の特色ある取り組みの両立を図るため、ふるさと応援基金をはじめ歳入確保してきた基金を効果的に活用した予算となります。令和7年に滋賀県で開催されます「第79回国スポ・障スポ大会」に向けた野球場の本格化改修に取り組むとともに、「第2期近江八幡市教育大綱」を改訂するにあたり、基本理念の副題に掲げた「早寝・早起き・あき・し・ど・う」運動のさらなる推進のため、市オリジナル「にこまる体操」を制作し、大会機運を高めることを目指します。

新型コロナウイルス感染症対策予算は、令和4年度同様に国の補助金を活用し、感染拡大防止対策を行いながら教育活動を継続し、児童生徒の学びを保障していくことが大切なことから、マスク、消毒液等の消耗品、空気清浄機、加湿器等の備品についての予算を確保しています。

保育所、幼稚園、こども園においても、集団生活の中で「学びの芽生え」を育み、保障していくことが大切なことから、小中学校と同様に国の補助金を活用した新型コロナウイルス感染症対策予算を確保しています。

令和5年度当初予算規模

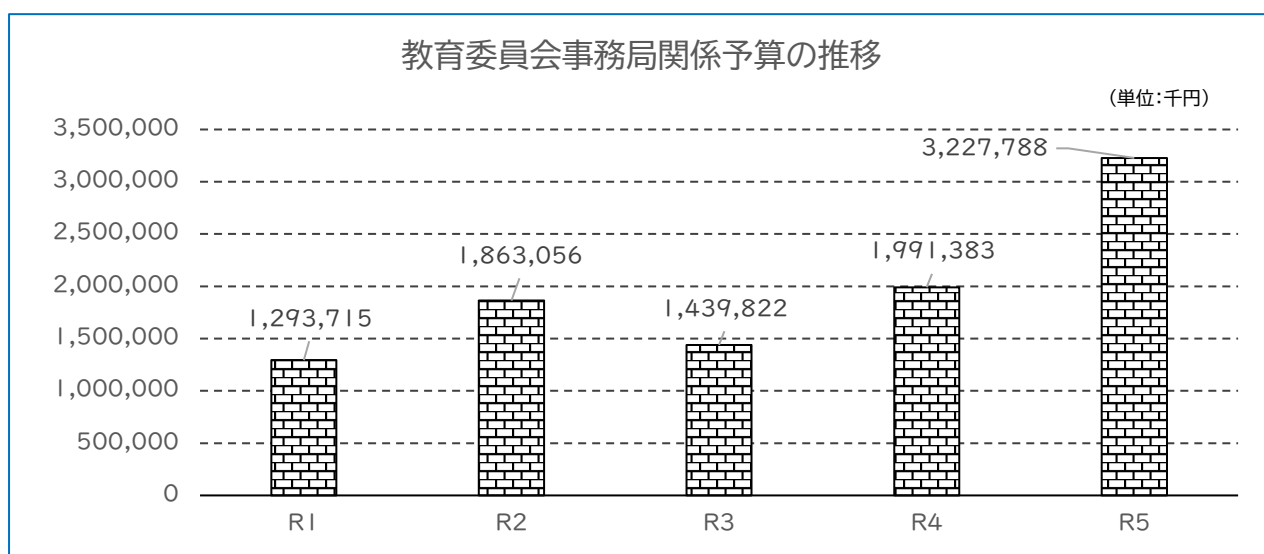
一般会計予算総額 38,090,000 千円（対前年度 +2,254,979 千円）

■令和5年度教育委員会事務局関係事業予算（人件費除く）

3,227,788千円（対前年度 +1,236,405千円）

教育委員会事務局関係予算については、「第79回国スポ・障スポ大会」に向けた野球場の改修をはじめ、社会体育施設整備事業により安土B&G海洋センターの改修工事、また給食センターの施設整備工事など、安全・安心な教育環境の整備に係る経費について、前年度と比較し大幅増となっています。

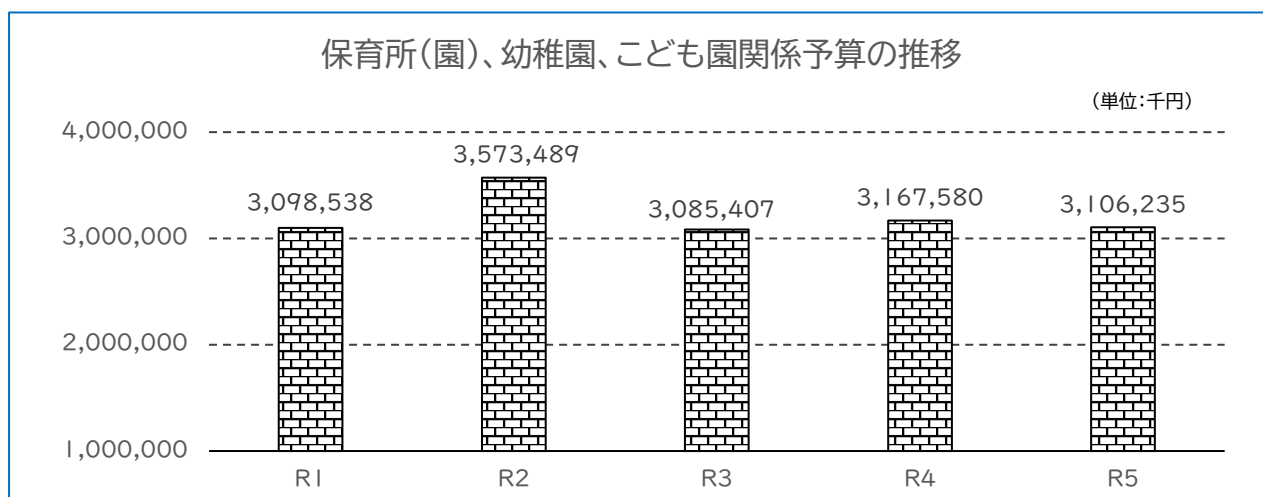
また、市立小中学校児童生徒の多子世帯給食費の負担軽減の実施や、教育支援ルーム運営事業によるフリースクール等民間施設に通所する児童生徒の保護者に対する授業料の一部補助など、全体として例年を上回る予算を確保しています。



■令和5年度保育所(園)、幼稚園、こども園関係事業予算(人件費除く)

3,106,235千円(対前年度 -61,345千円)

保育所(園)、幼稚園、こども園関係の予算については、子育て負担の軽減や子育て支援の質の向上に向けた予算としています。昨年度新たに配置することとした保育充実保育士の加配配置施設を拡充するとともに、絵本の読み聞かせ研修の充実や幼小接続の推進に向け連携を図り、保育の質の向上に向けて取り組みを進めます。また、保護者や保育士の負担を軽減するため、使用済み紙おむつの園処分を推奨し費用の補助を行います。ふるさと応援基金を活用し3年間取り組んできました「絵本に囲まれて育つ子ども推進事業」は、予算を4倍増とし、揃っていない絵本の整備を図ります。



7. 令和5年度 重点取組内容

※【取組番号】は、28ページ以降に掲載している別表「第2期市教育振興基本計画」の【取組番号】につながっています。

基本方針 1 「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動の強化

※令和5年度は **ど(どくしょ)** と **う(うんどう)** に学校園・家庭・地域が一体となって取り組みます

施策 1【取組 1-3】 学校における読書環境の充実及び読書活動の推進

令和5年度取組内容	
学校教育課 教育研究所	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校司書の増員(4名から5名)による学校図書館の環境整備及び学校図書館の利活用の推進を図る。 ● 授業改善推進校の指定研究による読書活動の推進を継続する。 ● 読書活動の推進や授業への図書の利用にかかる教育研究所研究員による研究を実施する。(令和5年度からの2年間)
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 図書館教育推進モデル校(岡山小 八幡中)の指定研究に取り組む。 ➢ 学校図書館教育担当教員を中心に、学校司書と連携し、学校図書館の環境整備に取り組む。 ➢ 読書や読み聞かせ等、本に親しむ機会を作り、読書活動を推進する。

施策 1【取組 1-4】 就学前施設における絵本環境及び読み聞かせの充実

令和5年度取組内容	
幼児課	<ul style="list-style-type: none"> ● 各園所での読み聞かせの充実を図るため、読み聞かせの研修を充実し、絵本に関わる読み手の質の向上を図る。
園 所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 幼児が生活の中で様々に絵本と出会う機会が持てるよう、日々の保育の中で絵本の読み聞かせ時間の位置づけを定着するとともに、保育環境の中で幼児の興味関心につながる絵本の環境構成について充実を図る。 ➢ 保育者が絵本や読み聞かせについて自己研鑽するとともに、保護者へ絵本の貸し出しや啓発を行い、家庭における絵本読み聞かせの推進を図る。

施策15【取組 15-2】 家庭における読書活動の推進

令和5年度取組内容	
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校図書館司書、公立図書館司書、関係課の担当者が集まり、意見交換をしながら家庭における読書活動の推進に努める。 ● 第3次近江八幡市子ども読書活動推進計画の策定準備を行う。(R6年に策定) ● 学校図書館司書、司書教諭、図書館担当職員、読書ボランティアを対象とした子ども読書推進研修会・交流会を実施する。 ● 読書活動を推進するための啓発ポスターや「家読」リーフレット等を作成する。
校園所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ポスターの掲示や「家読」リーフレットを配布し、読書の習慣化を図る。 ➢ 研修会・交流会の中で、読書推進のための取組の交流や意見交換を行い、読書環境の充実や読書の習慣化を目指す。

施策19【取組 19-3】 移動図書館車や配送サービス等による全域サービスの充実

令和5年度取組内容	
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動図書館車「はちっこぶっく号」での読書活動の推進を継続する。 ● 安土地域に巡回ポイントを増設する。
学校園	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 巡回ポイントの施設を利用する人や移動図書館車の利用を推進するための周知に協力する。

施策19【取組 19-5】 児童へのサービスの充実

令和5年度取組内容	
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ● 読書の習慣化に向けた読書支援の充実を図る。 ● 図書館から遠い地域の就学前施設へ、移動図書館車「はちっこぶっく号ミニ」で巡回する。
園所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 巡回先の園所に配本する「心が育つ絵本おすすめセット」を活用し、読み聞かせの充実を図る。

移動図書館車「はちっこぶっく号ミニ」



施策 7【取組7-1】 基本的生活習慣の啓発

令和5年度取組内容	
<p>教育総務課 国スポ・障スポ 推進課 スポーツ推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市オリジナル体操「にこまる体操」を制作し、市民全体への周知とともに、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に向けて機運を高める。 ● 国スポ・障スポ啓発イベントに、「にこまる体操」を組み入れ、双方の広報啓発につなげていく。 ● マスコットキャラクター「にこまる」の制作に向けて準備する。
<p>校園所</p>	<p>➤ 「にこまる体操」の完成に向けて協力し、完成後は、体操に意欲的に取り組む。</p>



基本方針 2 国スポ・障スポ開催に向けた施設の改修と組織体制の構築

施策 18【取組 18-4】 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025 開催に向けた競技施設の整備

令和5年度取組内容	
国スポ・障スポ 推進課	<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none">・運動公園野球場改修工事及び周辺工事(令和5~6年度)を実施する。・あづちマリエート床改修工事を実施する。 <p><組織(実行委員会)></p> <ul style="list-style-type: none">・広報啓発、PR活動等により開催の機運を高める。・開催に向けた調査研究、運営準備等を行う。
学校	<p>➤ 令和7年度の国スポ・障スポ開催に向け、大会の周知及び興味関心の向上に向けた活動に取り組む。</p>



基本方針 3 「学ぶ力」の向上 ～ICT 機器の活用と授業改善～

施策 1【取組 1-1】「学ぶ力」を育む授業改善の推進

施策 6【取組 6-1】 ICT 機器を効果的に活用した情報活用能力の育成

令和5年度取組内容	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の学ぶ力向上にかかる『生きる力』育みプランを基盤として、市や県での指定研究事業を通して、教員の教科指導力を向上させ、子どもが「できた、分かった」と実感できる授業へ改善する。 ● 研究指定校の公開授業や授業研究会を広く周知し教員の学び合いの機会をつくと共に、本市が行う研修会や研究発表会で実践発表することで、市内それぞれの学校での授業の質的向上を図る。 ● 一人一台タブレット端末等ICT機器を効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市の授業改善推進モデル校（老蘇小）の指定研究に取り組む。 ➢ 県の「学ぶ力」検証モデル事業（八幡西中学校区：桐原小 桐原東小 北里小 八幡西中）において、小中接続を意識した「授業改善・学習集団づくり・学び合う教職員集団づくり」について研究を行い、その成果を市全体に広める。 ➢ 県の学びのステップアップ調査CBT化事業（安土中学校区：安土小 老蘇小 安土中）において、一人一台タブレット端末を活用し、子ども一人ひとりの学びの状況に応じた主体的な個別学習（個別最適な学び）について研究を行い、その成果を市全体に広める。 ➢ 授業の中で、一人一台タブレット端末等ICT機器を、日常的に、身近な道具として、効果的に活用する方法について引き続き研究し、教職員間で実践の共有を図る。

基本方針 4 「ふるさと学習」の一層の推進

施策 8【取組8-1】次代につながるふるさと学習の推進

令和5年度取組内容	
学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年版小学校社会科副読本「わたしたちの近江八幡」の評価テストや単元計画を効果的に活用すると共に、指導で用いるワークシートの作成を行う。 ● 地域を題材とした新たな道徳の教材開発に学校と連携して取り組む。 ● 地域の有識者を講師に、ふるさと学習教職員等現地研修会を実施する。また、地域人材の情報を収集し、学校での人材活用を推進する。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和4年度に見直したふるさと学習の年間計画に基づいて、ふるさと学習を効果的に実践する。 ➤ 小学校3年生から4年生の社会科の学習において、活用資料を用いて「わたしたちの近江八幡」を使い、地域のことをよりよく学ぶように授業を進める。 ➤ 身近な地域の人や文化等を題材として、地域社会のかかわりを大切にする地域教材づくりに取り組む。 ➤ 教職員が積極的に参加し、地域の魅力について、知識の充実と伝承に取り組む。 ➤ コミュニティ・スクールの仕組みを活用しながら、地域人材や地域資源の発掘、教材開発等を行い、ふるさと学習の推進に努める。

基本方針 5 機動的な生徒指導・教育相談・支援体制の強化

施策 3【取組3-1】 生徒指導体制の充実

令和5年度取組内容	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 市費臨時講師7名を配置継続し、担任や生徒指導対応教員等が課題のある子どもと向き合う時間を確保し、児童生徒が意欲的に学習に向かう態度を育てる。 ● スクールソーシャルワーカー（SSW）を増員し、課題を抱える児童生徒の周りの環境に働きかけ福祉的観点で課題改善を図る取組を推進する。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自己有用感を感じられる学級づくりや安心して学べる学校づくりに取り組む。 ➢ 児童生徒自らが約束事を守れるように学習規律の指導を徹底する。 ➢ 問題行動等に対して、組織的な体制を構築し対応すると共に、状況に応じた的確な初期対応（情報共有、必要不可欠な家庭訪問の実施等）を行う。 ➢ 事案によっては専門家（SC・SSW等）や関係機関等と連携し、課題の改善に当たる。

施策 3【取組3-2】 いじめを許さない学校づくりの推進

令和5年度取組内容	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ問題専門委員会を行い、いじめ問題に対する本市の取組を検証すると共に、いじめ問題対策連絡協議会において学校といじめ問題に関わる関係機関が情報交換を行い、いじめ問題に係る適切な対応について見識を深める。 ● いじめ防止基本方針に基づく適切な対応ができるように、いじめ問題に係る担当者会を充実させる。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ➢ いじめの認知について共通理解を行い、法に基づいて積極的に認知し、学校内で情報共有を徹底すると共に、教育委員会への報告を適切に行う。 ➢ 児童生徒会活動や委員会活動でいじめ問題について考え、いじめ防止を呼び掛ける等、児童生徒が主体的に取り組む活動を行う。 ➢ いじめ問題に対して、組織的な体制を構築し対応すると共に、状況に応じた的確な初期対応を行う。 事案によっては専門家（SC・SSW等）や関係機関等と連携し、課題の改善に当たる。

施策 3【取組 3-3】 教育相談体制の充実

令和5年度取組内容	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● マナビイに相談業務統括員を継続配置し、公的な教育相談・支援の運営及び体制を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> *教育相談室1の運営の改善…電話・面談の対応時間の弾力化 *教育相談室2の機能の充実…教職員からの相談への対応等 ● 訪問教育相談員による相談の質的向上を図り、学校とマナビイをつなぐ機能を充実させる。 ● 切れ目のない教育相談・支援の拠点となる施設への移転を継続協議する。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自分の良さに気づき、互いを認め合うことで帰属意識が芽生えるように、特別の教科道徳の時間や体験学習等を工夫して実施する。 ➢ スクールカウンセラー等専門家を活用して校内の教育相談部会の充実を図る。 ➢ 相談業務統括員と連携し、各種相談事業を課題に応じて利用する。

施策 3【取組 3-4】 不登校児童生徒への支援体制の充実

令和5年度取組内容	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● マナビイにある教育支援ルーム（にこまるルーム）、訪問型教育支援（にこまる訪問）の運営及び体制を強化し、学校外での学びの場を充実させ、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立につなげる。 ● フリースクール等民間施設に通う児童生徒の保護者に対して新たな補助金制度（近江八幡市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金）を行い、多様な学びの充実に努めると共に、フリースクール等民間施設との情報交換会を継続し、協力・連携の関係づくりを充実させる。 ● 不登校対策支援チーム会議を学校単位で行い、「ミニケース会議」を通して適切なアセスメントの在り方等指導する。また、教育相談講座等の研修を行い、教員の教育相談対応力のスキルアップに努め、学校の相談・支援体制の充実を図る。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 不登校児童生徒や行き渋りが見られる児童生徒に対して適切なアセスメントに基づいた支援を組織的に行う。 ➢ 訪問教育相談員や市費講師、スクーリングケアサポーター等を効果的に活用し、別室登校や放課後登校も含め、児童生徒の学びの場となる居場所の確保に努める。 ➢ 相談業務統括員と連携し、マナビイにあるにこまるルームやにこまる訪問等を効果的に活用すると共に、アセスメントの見直しを定期的に行う。

施策 3【取組3-5】 青少年の健全育成を支える活動や立ち直り支援

令和5年度取組内容	
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年育成市民会議を中心とした愛の学校訪問やあいさつ運動に取り組む。 ● 少年センターあすくるHARでの立ち直り支援に取り組む。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 愛の学校訪問や学期の初めのあいさつ運動等を実践する。 ➢ 少年センターあすくるHARとの連携に取り組む。

施策 3【取組3-6】 子ども・若者育成支援ネットワークの整備と充実

令和5年度取組内容	
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・福祉等の関係機関のネットワークの構築により、子ども・若者支援地域協議会を活用し、相談支援体制の充実を図る。 ● 子ども・若者総合相談窓口において、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立及び社会参加への支援・相談、関係機関との連携に取り組む。 ● 高校訪問で進路担当者等との連携を図り、不安定な要素のある子どもの支援や不登校・中途退学等の防止、進路保障につなげる。また、市の関係機関（障がい福祉課、健康推進課、福祉暮らし仕事相談室など）と必要に応じて情報交換を行い、連携を図る。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 不登校・ひきこもり等の支援のために、相談窓口や関係機関（教育・福祉・保健・医療・矯正更生保護・雇用、その他の子ども若者育成に関する機関）との連携を図る。 ➢ 高校訪問を実施し、不安定な要素のある子どもの支援や高校生の中途退学を防ぐため、高校・家庭と連携を密にし、進路保障につなげる。また、中学校卒業前に支援が必要な子どもに、支援者や居場所等の情報を紹介する。

基本方針 6 休日部活動の地域移行の推進

施策 7【取組7-5】部活動の運営の見直し

令和5年度取組内容	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 部活動の地域移行に関わる協議会（または委員会）を継続して行い、可能な部活動から地域移行を進める体制（指導団体・指導者の確保等）を構築する。 ● 今後、国や県から示される補助事業等を活用し、「地域部活動の試行」を行い、課題把握や効果の検証に努める。 ● 部活動指導員を倍増（4名→8名）し、専門的な指導が行える体制を強化すると共に、教員の業務負担の軽減に努める。 ● 国や県の方針を受けて、本市の方針「部活動の指導について」を改訂する。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後、国や県から示される補助事業等を活用し、「地域部活動の試行」に取り組む。 ➢ 地域移行の一つの方法として合同部活動の実施について検討する。 ➢ 地域移行の一つの方法として学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の機能を生かした地域人材の活用を検討する。 ➢ 市の方針を受けてそれぞれの学校の方針「部活動の指導について」を改訂する。



基本方針 7 なめらかな接続の推進(就学前施設と小学校、小学校と中学校)

施策 5【取組 5-1】育ちと学びをつなぐ校種間(就学前～小学校)のなめらかな接続の推進

令和5年度取組内容	
学校教育課 幼児課	<ul style="list-style-type: none"> ● 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解が進むよう、全ての就学前施設を対象とした出前研修や集合研修を充実する。 ● 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を意識した教育課程の編成を目指して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、子どもたちの「学びに向かう力」の育成につながる指導内容や方法の工夫・改善等をすすめる、保育・授業の質的向上を図る。 ● モデル校区(金田小学校区)を設置し、幼児課と連動して、日々の実践をもとに「幼保小接続カリキュラム(アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム)」の作成を先行的に進めていく。 *県の「学びに向かう力推進事業」を活用する。 ● 幼保小接続推進会議(仮称)を設置し、モデル校区の取組等と連動させ、それぞれの小学校区でのカリキュラム作成に取り組む。(目標 令和7年度までに策定する。) ● モデル校区での実践的研究の成果をリーフレットにまとめ、市内校園所に広めるとともに、公開研修会を実施して、それぞれの校園所での保育・授業力の向上につなげる。 ● 小1すこやかサポーターの配置期間を、半年6カ月(9月末まで)から7カ月(10月末まで)に拡大する。
校園所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和4年度に配付された「近江八幡市 幼保小接続カリキュラム作成の手引き」を基に幼児の姿から「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通して、小学校教育へと移行する接続期の姿について検証し、小学校とともに研修を深め幼保小接続カリキュラム作成に向けて取組を進めていく。 ➢ 令和4年度発行の「近江八幡市 幼保小接続カリキュラム作成の手引き(リーフレット)」を使って、各校園所内で研修等を行い、子どもたちの育ちや学び、カリキュラム作成の理解を深める。 ➢ モデル校区において、円滑な教育課程の接続を意識した「近江八幡市 幼保小接続カリキュラム」の作成をすすめる。 ➢ モデル校区での実践や取組を市全体に公開し、互いに参観し合って学びを深め、自校園所での接続カリキュラム作成に生かす。

施策 5【取組 5-2】校種間(小学校～中学校)のなめらかな接続の推進

令和5年度取組内容	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 算数・数学科、英語科を窓口として、小学校と中学校の学びをつなげるため、小中接続協議会(仮称)を開催し、授業研究や実践交流を図る。 ● 県での指定研究事業を通して、研究指定校の公開授業や授業研究会を広く周知し教員の学び合いの機会をつくと共に、本市が行う研修会や研究発表会で実践発表することで、市内それぞれの中学校区での適切な接続に生かす。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 小学校専科指導推進事業等授業改善に取り組む。 ➤ 中学校区の授業を互いに参観し合って学びを深め、小中接続を意識した教科指導、授業づくりに努める。 ➤ (再掲) 県の「学ぶ力」検証モデル事業(八幡西中学校区 : 桐原小 桐原東小 北里小 八幡西中)において、小中接続を意識した「授業改善・学習集団づくり・学びあう教職員集団づくり」について研究を行い、その成果を市全体に広める。

基本方針 8 親の学習機会や相談支援体制の充実

施策16【取組 16-1】 親育ちと学習機会の充実

施策16【取組 16-2】 家庭教育支援体制の充実

令和5年度取組内容

生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭教育支援チームの設置 ● 子育てサロンの実施(年間3回) ● 家庭教育推進協議会の開催(年間2回) ● 家庭教育支援員による保護者支援 ● 各校の親育ち・子育てのための学習機会の充実(メニューの提供等)
学校園	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭教育支援チームを組織し、家庭や学校と地域との連携・強化を図りつつ、不安や子育ての悩みを抱える保護者に寄り添う支援を行う。 ➢ 家庭教育支援員は、アウトリーチ型で直接的な支援や、広く保護者へ届ける円環的な支援など、それぞれの学校の実態に即した支援を行う。 ➢ 家庭教育支援員連絡会を年6回開催し、情報提供と情報交換の場を設け、家庭教育支援員の支援方法の充実を目指す。 ➢ 子育てに関する保護者の関心事や心配事に関連した学習機会を各小学校の実態に応じて設ける。 ➢ 各小学校で子育てサロンが開催される場合は、主催の小学校保護者だけが対象ではなく、他の市内小学校保護者にも広く告知し、希望者は参加できる体制をとる。

その他各課の主な取組

(教育総務課)

施策 4【取組 4-5】 学校施設のバリアフリー化の推進

配慮が必要な児童の入学に関し、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、北里小学校エレベータ設置工事を行う。

施策 12【取組 12-1】 学校施設・設備の整備

- 八幡西中学校長寿命化改良工事の着手に先立ち、「耐力度調査」と「アスベスト含有調査」を実施する。
- 安土小学校改築工事の着手に先立ち、小学校と連携し、教室数や学校の特色に合わせた居室等の要求水準の作成等、学校建設に係る基準等の整備を進める。
- 学校における安全・安心の確保のため、防犯設備の整備を進める。

(学校教育課)

施策 2【取組2-2】 外国にルーツをもつ子どもの支援

● 母語支援員の増員(3言語3名増員)

外国にルーツをもつ児童生徒については多言語化が進んでおり、これまでのポルトガル語と中国語の支援員の他に、新たにベトナム語、タガログ語、英語の支援員を配置する。子どもたちのコミュニケーション支援や学校生活等への悩み相談、学習での言葉の壁への支援だけでなく、通訳や翻訳を通して保護者への理解や支援を充実させる。

施策 4【取組 4-1】 一人ひとりの特性に応じた育ちと学びの充実

● 特別支援教育支援員の増員(1名増員)

特別支援学級においては、8人定数のうち、5人以下の在籍の場合は県費での加配がなく、担任のみでの指導や支援となる。また特別支援学校対象の児童生徒も一定数在籍しており、複数での支援が必要なケースもある。通常学級においても、小学校で13%、中学校で11%程度、支援を要する児童生徒がおり、担任支援だけでは対応が困難な状況がある。このような中、特別支援教育支援員を増員し必要な支援を提供する。

● 学校看護師の増員(2名増員)

インクルーシブ教育システムの推進もあり、医療的ケアが必要な児童が地域の学校で学ぶことが多くなっている。そのような中、医療的ケアが必要な児童が在籍する学校に看護師を配置し、安心して学校生活を送れるように適切な支援を行う。

(つづき)施策 4【取組 4-1】一人ひとりの特性に応じた育ちと学びの充実

- 中学校における通級指導教室の増設による支援の充実

中学校に新たに通級指導教室を県が設置することになり、一つの通級指導教室で2校を対応することができる。これにより、継続的な支援を望む生徒により多くの指導や支援を行うことができ、学習や生活上での困難さの改善につなげる。

(学校給食センター)

施策 7【取組 7-3】安全・安心な学校給食の充実

- 調理等業務委託契約更新に伴うスムーズな移行(令和5年8月1日から委託契約更新)
- 施設設備の長寿命化

ライフサイクルコスト管理表及び令和4年度に実施したセンター内部改修工事調査・設計業務委託の結果等に基づき計画的に改修工事を実施する。

(生涯学習課)

施策 14【取組 14-1】コミュニティ・スクールの充実

「地域とともにある学校づくり」をめざして、地域と学校が双方向で子どもたちを支え、地域資源を生かし、地域に出向く体験活動の実施を推進し、地域とのつながり・絆の強化及び地域の活性化を図る。
また、コミュニティ・スクールに関する情報や各校園の取組をCSだより等で発信し周知に努める。

施策 17【取組 17-2】多様なニーズに応える学習機会の充実

市民や子どもが、地域体験や伝統文化に親しむ機会の充実を図り、ふるさとに愛着と誇りを持てる人づくりを推進するため、各学区の資産(人・歴史・自然・文化)をテーマにした市民大学講座をシリーズで開催する。また、近江八幡市公式 YouTube チャンネル動画による講座も配信する。

(図書館)

施策 19 読書活動の推進と読書環境の充実

『第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画』(5か年)の策定を行い、計画に基づき、図書館サービスを実施する。

(スポーツ推進課)

施策 18 文化芸術に触れる機会の充実とスポーツ活動の推進

第1期平成26年度～令和5年度まで(10か年)の計画に引き続く、本市全般に係るスポーツ推進計画を策定する。

施策 18【取組 18-6】障がい児者のスポーツ機会の促進

障がいがある方が身近な地域でニュースポーツなどを体験できるイベントの開催や参加機会の拡大に向けて、障がい児者に関わる皆様方と連携を図る。

施策 18【取組 18-7】誰もが気軽にスポーツを行うことのできる場や機会の提供

誰もが気軽に健康づくりに取り組めるよう、ストレッチ運動やニュースポーツなどを周知・推進するほか、各種スポーツ大会をはじめ、教室・出前講座等を開催するとともに、内容の充実を図る。

令和5年度実施予定の文化振興事業について(補助執行部局:総合政策部 文化振興課)

各校、園所へのアーティスト派遣(音楽や美術のワークショップ等)や文化会館での舞台芸術鑑賞等を通して、子どもたちの感性を磨き、豊かな創造性を育む〈文化芸術の体験機会〉を創出する。

また、子どもたちの優秀な成績や精力的な文化芸術活動を応援する〈顕彰事業〉を実施する。

8. 「第2期市教育振興基本計画」における施策・取組及び関連事業一覧(別表)

別表は、「第2期市教育振興基本計画」における施策・取組及び関連事業等をまとめたものです。

※ただし、教育委員会が所管するすべての事業を記載したものではありません。



にこまる

令和5年度 近江八幡市教育行政基本方針

令和5年4月発行

近江八幡市教育委員会事務局 教育総務課

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

電話 0748-36-5539 FAX 0748-32-3352

E-mail 040200@city.omihachiman.lg.jp